



平成26年7月16日（水）  
愛知県教育委員会高等学校教育課  
進路指導グループ  
担当 小島・鈴木・栗木・堀田・林  
内線 3900・3906  
（ダイヤルイン）052-954-6786

愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議（平成26年度第2回）  
の結果について

このたび、愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議から諮問事項のまとめについて報告を受けたので、お知らせします。

記

- 1 日時  
平成26年7月16日（水） 午前10時から午前11時30分まで
- 2 会場  
愛知県三の丸庁舎 8階 大会議室
- 3 議長  
中京大学現代社会学部長      むら かみ たかし  
   村   上   隆
- 4 委員の構成
  - (1) 学識経験者、一般有識者
  - (2) 公立高等学校の校長及び教諭
  - (3) 市町村立小中学校の校長及び教諭
  - (4) 市町村教育委員会関係者
  - (5) P T A 関係者
  - (6) 県教育委員会事務局
- 5 会議の内容  
愛知県公立高等学校入学者選抜方法について  
〔諮問事項〕

平成29年度以降の新しい入学者選抜制度における、海外帰国生徒にかかる入学者選抜、外国人生徒及び中国帰国生徒等にかかる入学者選抜並びに連携型中高一貫教育校にかかる入学者選抜のあり方について



平成26年 7 月16日

愛知県教育委員会教育長

野 村 道 朗 殿

愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議

議 長 村 上 隆

愛知県公立高等学校入学者選抜方法について（報告）

平成26年 5 月16日に諮問のありましたこのことについて、慎重に検討・協議を行った結果、別紙のとおりまとめを得たので、ここに報告いたします。

平成26年度愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議

ま と め

諮問事項について

愛知県公立高等学校入学者選抜方法を、次のようにすることが望ましい。

平成29年度以降の新しい入学者選抜における、海外帰国生徒にかかる入学者選抜、外国人生徒及び中国帰国生徒等にかかる入学者選抜並びに連携型中高一貫教育校にかかる入学者選抜のあり方については、次のとおりとする。

1 海外帰国生徒にかかる入学者選抜並びに外国人生徒及び中国帰国生徒等にかかる入学者選抜について

- (1) 現行のとおり実施校の募集人員内に特別な選抜の枠を設けて実施する。
- (2) 一般入学者選抜の日程の中で実施する。
- (3) 志願者は、志願先の高等学校を第1志望校として出願し、一般入学者選抜の学力検査と同一の問題で5教科を受検することとする。これらの選抜の合格対象外となった者については、一般入学者選抜の対象者とする。
- (4) これらの選抜と一般入学者選抜における面接は別々に実施する。ただし、外国人生徒及び中国帰国生徒等にかかる入学者選抜においては、個人面接とする。その他面接の実施に関する必要事項は、実施校の校長が定める。
- (5) 合否の判定にあたっては、国語、数学、外国語（英語）の3教科の学力検査の結果、面接の結果及び調査書等提出された書類の内容等を選抜資料として、志願者の事情に配慮しつつ総合的に判断する。
- (6) その他の事項は、現行のとおりとする。

2 連携型中高一貫教育校にかかる入学者選抜について

- (1) 現行のとおり実施校の募集人員内に特別な選抜の枠を設けて実施する。
- (2) 中高の連携の中で、一般入学者選抜に先立って実施する。
- (3) その他の事項は、現行のとおりとする。

愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議（平成26年度第2回）について

本年度の諮問事項について、以下のとおりまとめが得られた。

諮問事項

平成29年度以降の新しい入学者選抜制度における、海外帰国生徒にかかる入学者選抜、外国人生徒及び中国帰国生徒等にかかる入学者選抜並びに連携型中高一貫教育校にかかる入学者選抜のあり方について

諮問理由

現行の入学者選抜制度においては、特別な選抜である海外帰国生徒にかかる入学者選抜、外国人生徒及び中国帰国生徒等にかかる入学者選抜並びに連携型中高一貫教育校にかかる入学者選抜は、推薦入学と同一の日程で2月中旬に実施されている。

平成25年5月に得られた「愛知県公立高等学校入学者選抜制度の改善に関する検討会議のまとめ」では、推薦入学を一般入学の日程の中に取り込み、「推薦枠」の選抜として実施することとされたが、海外帰国生徒にかかる入学者選抜などの特別な選抜のあり方については、本協議会議において検討することとされた。

このまとめを踏まえ、これら特別な選抜の実施方法等について、具体的に定める必要がある。

まとめ

平成29年度以降の新しい入学者選抜制度における、海外帰国生徒にかかる入学者選抜、外国人生徒及び中国帰国生徒等にかかる入学者選抜並びに連携型中高一貫教育校にかかる入学者選抜のあり方については、次のとおりとする。

- 1 海外帰国生徒にかかる入学者選抜並びに外国人生徒及び中国帰国生徒等にかかる入学者選抜について
  - (1) 現行のとおり実施校の募集人員内に特別な選抜の枠を設けて実施する。
  - (2) 一般入学者選抜の日程の中で実施する。
  - (3) 志願者は、志願先の高等学校を第1志望校として出願し、一般入学者選抜の学力検査と同一の問題で5教科を受検することとする。これらの選抜の合格対象外となった者については、一般入学者選抜の対象者とする。
  - (4) これらの選抜と一般入学者選抜における面接は別々に実施する。ただし、外国人生徒及び中国帰国生徒等にかかる入学者選抜においては、個人面接とする。その他面接の実施に関する必要事項は、実施校の校長が定める。
  - (5) 合否の判定にあたっては、国語、数学、外国語（英語）の3教科の学力検査の結果、面接の結果及び調査書等提出された書類の内容等を選抜資料として、志願者の

事情に配慮しつつ総合的に判断する。

- (6) その他の事項は、現行のとおりとする。
- 2 連携型中高一貫教育校にかかる入学者選抜について
  - (1) 現行のとおり実施校の募集人員内に特別な選抜の枠を設けて実施する。
  - (2) 中高の連携の中で、一般入学者選抜に先立って実施する。
  - (3) その他の事項は、現行のとおりとする。

## 解説

- 1 海外帰国生徒にかかる入学者選抜（以下、「海外帰国生徒選抜」という。）外国人生徒及び中国帰国生徒等にかかる入学者選抜（以下、「外国人生徒等選抜」という。）並びに連携型中高一貫教育校にかかる入学者選抜（以下、「連携型選抜」という。）は、現行の入学者選抜においては、3月上中旬の一般入学者選抜に先立ち、特別な選抜として2月中旬の推薦入学と同じ期日に実施している。
- 2 平成25年5月に得られた「愛知県公立高等学校入学者選抜制度の改善に関する検討会議のまとめ」（以下、「検討会議のまとめ」という。）においては、平成29年度以降の新しい入学者選抜では、推薦入学を一般入学者選抜の日程の中に取り込み、「推薦枠」の選抜として実施することとされた。このことを踏まえ、これまで推薦入学と同じ期日に実施してきた海外帰国生徒選抜等の特別な選抜について、具体的な実施方法を検討した。
- 3 海外帰国生徒選抜及び外国人生徒等選抜について
  - (1) 海外帰国生徒選抜及び外国人生徒等選抜（以下、「これらの選抜」という。）は、海外帰国生徒や外国人生徒等の抱える特別な事情に配慮するために導入されたものであり、その趣旨を尊重し、現行のとおり、実施校の募集人員内に特別な選抜の枠を設けて実施することとした。
  - (2) 入学者選抜全体の日程を現行よりも短縮するという検討会議のまとめに従い、これらの選抜についても、「推薦枠」の選抜と同様、一般入学者選抜の日程の中で実施することとした。
  - (3) これらの選抜の志願者は、「推薦枠」の選抜と同様、志願先の高等学校を第1志望校として出願することとした。なお、これらの選抜で合格対象外となった者は、一般入学者選抜の対象者となる。

学力検査については、これらの選抜で合格対象外となった場合に一般入学者選抜においても選抜対象となるよう、一般入学者選抜の学力検査と同一の問題で5教科を受検させることとした。ただし、海外現地校の出身者は、日本の教育課程に即して学習していないことや、外国人生徒等の日本語の学習状況に配慮して、合否判定の際に用いる学力検査の結果は、現行のとおり、国語、数学、外国語（英語）の3教科のみとした。
  - (4) これらの選抜の面接については、時間を十分確保し、海外在住経験等で培われた国際感覚や能力を積極的に評価するため、一般入学者選抜における面接とは別々に実施することとした。ただし、外国人生徒等選抜においては、志願者個々の事情に十分配慮して、特にきめ細かな選抜を行う必要があることから、個人面接とした。

なお、面接に関する他の必要事項は実施校の校長が定めることとし、志願者数など各学校の実情に応じて工夫することとした。

(5) 可否の判定にあたっては、現行のとおり、国語、数学、外国語（英語）の学力検査の結果、面接の結果及び調査書等の提出書類の内容等を選抜資料として、志願者の事情に配慮しつつ総合的に判断することとした。

(6) (1)から(5)のほかは、出願資格を始め、現行のとおりとした。なお、協議の中で、実施校の拡大についての意見が出されており、今後事務局で検討することとした。

#### 4 連携型選抜について

(1) 6年間の一貫教育の中でじっくり生徒を育て、個性を伸ばすことを目指す連携型中高一貫教育の趣旨を踏まえ、現行のとおり、実施校の募集人員内に特別な選抜の枠を設けて実施することとした。

(2) 連携型中高一貫教育においては、日頃から連携する中学校と高等学校の間で、交流授業や部活動交流等が行われており、高等学校は志願者の学習状況等をあらかじめ具体的に把握している。そのため、連携型選抜においては学力検査を行う必要がなく、現行では、面接、「中高連携のもとに行われる学習のまとめ」の発表及び提出された書類の内容によって選抜を行っている。

以上のことを踏まえ、新しい入学者選抜においても学力検査を行わないこととし、そのために一般入学者選抜とは別日程で実施することが適当であることから、中高の連携の中で日程を定め、一般入学者選抜に先立って実施することとした。

(3) (1)及び(2)のほかは、出願資格を始め、現行のとおりとした。

【参考1】 海外帰国生徒にかかる入学者選抜（平成26年度愛知県公立高等学校入学者選抜実施要項より抜粋。参考2以下も同様。）

愛知県立中村高等学校普通科、愛知県立豊田西高等学校普通科、愛知県立刈谷北高等学校普通科、愛知県立豊橋東高等学校普通科、名古屋市立名東高等学校国際英語科及び愛知県立千種高等学校国際教養科において、海外帰国生徒にかかる入学者選抜を行う。

##### 1 出願資格

海外帰国生徒にかかる入学者選抜に志願できる者は、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者で、かつ、(4)及び(5)のいずれにも該当する者でなければならない。

(1) 中学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者

(2) 平成26年3月に中学校卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了見込みの者

(3) 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する者

ただし、同条第1号又は第2号に該当する者については、平成26年3月に修了見込みの者を含むものとする。

(4) 保護者とともに県内に住所を有する者、若しくは、愛知県教育委員会教育長が出願を承認した者

(5) 次のアからウまでの全てに該当する者

ア 原則として継続して2年以上海外に在住していた者であること。

イ アの在住期間中、学校教育法施行規則第95条第1号又は第2号に規定する学校教育を修めた者であること。

ウ 平成24年3月1日以後に海外から帰国した者であること。

**【参考2】 外国人生徒及び中国帰国生徒等にかかる入学者選抜**

愛知県立名古屋南高等学校普通科、愛知県立小牧高等学校普通科、愛知県立衣台高等学校普通科及び愛知県立豊橋西高等学校普通科において、外国人生徒及び中国帰国生徒等にかかる入学者選抜を行う。

1 出願資格

外国人生徒及び中国帰国生徒等にかかる入学者選抜に志願できる者は、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者で、かつ(4)から(6)までのいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 中学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者
- (2) 平成26年3月に中学校卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する者  
ただし、同条第1号又は第2号に該当する者については、平成26年3月に修了見込みの者を含むものとする。
- (4) 保護者ととともに県内に住所を有する者又はその予定の者
- (5) 外国籍を有する者、又は保護者が中国等引揚者である者など特別な事情があると認められる者
- (6) 小学校第4学年以上の学年に編入学した者、又は第3学年以下の学年に編入学し、特別な事情があると認められる者

なお、引揚者とは、昭和20年9月2日以前から引き続き中国等に居住していた者等で、その後永住の目的をもって帰国した者をいう。

**【参考3】 連携型中高一貫教育校にかかる入学者選抜**

愛知県立新城東高等学校作手校舎人と自然科、愛知県立田口高等学校普通科及び林業科において、連携型中高一貫教育校にかかる入学者選抜（以下「連携型選抜」という。）を行う。

1 出願資格

連携型選抜に志願できる者は、次の(1)、(2)のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 愛知県立新城東高等学校作手校舎人と自然科においては、新城市立作手中学校に在籍し、平成26年3月に新城市立作手中学校を卒業見込みの者
- (2) 愛知県立田口高等学校普通科及び林業科においては、設楽町立設楽中学校、設楽町立津具中学校、豊根村立豊根中学校に在籍し、平成26年3月に連携中学校を卒業見込みの者

## 愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議開催要綱

### 第1 趣 旨

愛知県公立高等学校入学者選抜方法について研究協議をするため、愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議（以下会議という。）を随時開催する。

### 第2 構 成

会議は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者、一般有識者
- (2) 公立高等学校の校長及び教諭
- (3) 市町村立小中学校の校長及び教諭
- (4) 市町村教育委員会関係者
- (5) P T A 関係者
- (6) 県教育委員会事務局

### 第3 議長及び副議長

- (1) 会議には議長及び副議長をおく。
- (2) 議長及び副議長は、委員のうちから互選する。
- (3) 議長は会議を主宰する。
- (4) 副議長は議長を補佐し、議長に事故あるときはその職務を代理する。

### 第4 会議の招集

会議は県教育委員会教育長が招集する。

### 第5 幹 事

会議には幹事をおく。幹事は会議の事務について委員を助ける。

### 第6 専 門 員

会議には、専門の事項を調査する必要があるときは専門員をおくことができる。

### 第7 意見聴取

会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見を聞くことができる。

### 第8 会議の公開

会議は、議長の判断により、会議の一部又は全部を公開しないことができる。会議を公開する際の傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

### 第9 会 議 録

会議は、会議録を作成し、その保存期間は5年間とする。

### 第10 雑 則

この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は県教育委員会教育長が定める。

### 附 則

この要綱は、昭和48年5月11日から実施する。

### 附 則

この要綱は、平成14年4月26日から実施する。

### 附 則

この要綱は、平成26年4月25日から実施する。



平成26年度愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議

委員名簿（順不同・敬称略）

中京大学現代社会学部長（議長）	むら かし 村 上 隆
南山大学教職副センター長・教授（副議長）	おか だ じゆん いち 岡 田 順 一
愛知教育大学教職大学院教授	さ とう よう いち 佐 藤 洋 一
愛知教育大学教育学部教授	つち や たけ し 土 屋 武 志
学校法人至学館副理事長	まつ もと よし お 松 本 吉 男
トヨタ自動車株式会社人事部名古屋人事室長	へん み ひろ かず 逸 見 浩 和
名古屋銀行人事部係長	かわ た え り 川 田 絵 里
愛知県地域婦人団体連絡協議会長	にし やま たえ こ 西 山 妙 子
愛知県公立高等学校PTA連合会長	たき むら めぐみ 瀧 村 めぐみ
愛知県小中学校PTA連絡協議会長	いけ だ しげ ゆき 池 田 滋 幸
名古屋市教育委員会学校教育部長	もり かず ひさ 森 和 久
津島市教育委員会教育長	む とう いく お 武 藤 育 雄
西尾市教育委員会教育長	あさ おか ふみ お 浅 岡 文 雄
愛知県立岡崎高等学校長	いわ ま ひろし 岩 間 博
愛知県立津島高等学校長	お がわ かず お 小 川 和 夫
名古屋市立桜台高等学校長	あさ くら たか し 朝 倉 隆 司
愛知県立愛知工業高等学校長	はち す か ゆたか 蜂 須 賀 豊
岡崎市立井田小学校長	おか だ ゆたか 岡 田 豊
南知多町立内海中学校長	うち だ みき お 内 田 幹 男
幸田町立幸田中学校長	い とう てる みつ 伊 藤 映 充
名古屋市立志賀中学校長	い とう きよう し 伊 藤 恭 仁
愛知県立旭野高等学校教諭	ささ やま しげ あき 笹 山 茂 晃
名古屋市立工芸高等学校教諭	こ じま とし き 小 島 俊 樹
名古屋市立白鳥小学校教諭	すぎ やま み つ お 杉 山 美 津 夫
愛知県総合教育センター所長	すぎ うら けい いち ろう 杉 浦 慶 一 郎